

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	予防接種に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士吉田市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富士吉田市長

## 公表日

令和4年7月7日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民基本台帳を基に、予防接種対象者の確認・通知</li> <li>②予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、接種場所等）</li> <li>③予防接種履歴の照会</li> <li>④委託料の支払い</li> <li>⑤健康被害救済の給付</li> <li>⑥その他上記に関連する事務</li> </ul> </li> <li>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul> </li> </ul>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一10項</li> <li>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条</li> <li>○番号法第19条第6号（委託先への提供）</li> <li>○番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第2            【情報提供】16の2の項            【情報照会】16の2,17,18,19の項</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令            【情報提供】12の2の項            【情報照会】12の2,12の3,13,13の2の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 健康推進室、市民生活部 健康長寿課 新型コロナワクチン接種推進室
②所属長の役職名	健康推進室長、新型コロナワクチン接種推進室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 総務課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
	[ 基礎項目評価書 ] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 委託しない ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検      [ ○ ] 内部監査      [      ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I . 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一項番10 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	
令和1年6月25日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】行わない 【情報照会】17,18,19項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】13条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16の2の項 【情報照会】16の2,17,18,19の項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】12の2の項 【情報照会】12の2,120の3,13,13の2の項	事後	
令和1年6月25日	I . 5所属長の役職名	健康長寿課長 宮下 まゆみ	健康長寿課長	事後	
令和4年3月25日	I . 1. ②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。  ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③健康被害救済の給付  ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。  ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①住民基本台帳を基に、予防接種対象者の確認・通知 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、接種場所等) ③予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤健康被害救済の給付 ⑥その他上記に関連する事務  ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年3月25日	I . 1. ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月25日	I . 3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一項番10 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一-10項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ○番号法第19条第6号(委託先への提供) ○番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和4年3月25日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【情報提供】16の2の項 【情報照会】16の2,17,18,19の項  番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】12の2の項 【情報照会】12の2,120の3,13,13の2の項	番号法第19条第6号 別表第2 【情報提供】16の2の項 【情報照会】16の2,17,18,19の項  番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】12の2の項 【情報照会】12の2,120の3,13,13の2の項	事後	
令和4年3月25日	I . 5. ①部署	市民生活部 健康長寿課	市民生活部 健康推進室	事後	
令和4年3月25日	I . 5. ②所属長の役職名	健康長寿課長	健康推進室長	事後	
令和4年7月6日	I . 5. ①部署	市民生活部 健康長寿課	市民生活部 健康推進室、市民生活部 健康長寿課 新型コロナワクチン接種推進室	事前	
令和4年7月6日	I . 5. ②所属長の役職名	健康長寿課長	健康推進室長、新型コロナワクチン接種推進室長	事前	